

## 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年岡山県条例第 52 号）」の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

### 1 短期入所サービスを提供する事業者について

事業者名称	岸本建設株式会社
代表者氏名	代表取締役 岸本 浩二
本社所在地 (連絡先)	岡山市北区今 5 丁目 5 番 16 号 電話：086-241-2295 FAX:086-241-8517
設立年月日	昭和 47 年 9 月 29 日

### 2 サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ともにホーム 夢の木
サービスの主たる対象者	指定しない
事業所番号	3311300291 号
事業所所在地	赤磐市日古木 766-1 フェアフォレストあかいわ
連絡先 相談担当者名	電話：086-956-2810 FAX：086-956-2812 相談担当者：武内 俊樹
事業所の通常の事業実施地域	岡山県赤磐市日古木
実施方式	併設型
利用定員	2 人
事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	日中サービス支援型指定共同生活援助 3321300067 号 (令和 5 年 11 月 1 日指定)
開設年月日	令和 5 年 11 月 1 日

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定短期入所の事業の適正な運営を確保するために必要な人員配置及び管理運営を行い、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とします。
-------	--

運 営 方 針	常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
---------	--

### 3 サービス提供を行う施設・設備等について

#### (1) 施 設

構 造	木造合金メッキ鋼ぶき 2 階建
敷 地 面 積	983.39 m <sup>2</sup>
延 床 面 積	864.0 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
居 室	2 室	全室個室、各部屋 9.5 m <sup>2</sup> 以上
食 堂	2 室	
洗 面 所	4 室	個室の他、共用の洗面所があります。
ト イ レ	4 室	個室の他、共用のトイレがあります。
風 呂 場	4 室	個室の他、共用の風呂場があります。
居間（リビング）	2 室	
洗 濯 室	2 室	
汚 物 処 理 室	2 室	
倉 庫	2 室	

#### 4 サービス提供を行う職員体制

##### (1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行います。 ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 イ 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ウ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 エ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
世 話 人	世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助します。
生 活 支 援 員	生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

##### (2) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者	1		1			サービス管理責任者と兼務
サービス管理責任者	1		1			管理者と兼務
世 話 人	18	3		15		
生 活 支 援 員	6	2		4		

##### (3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	9：00～18：00
サービス管理責任者	9：00～18：00
世 話 人	別紙勤務表により勤務する。
生 活 支 援 員	別紙勤務表により勤務する。

## 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	食事サービス提供者の栄養士と連携し、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスとなっており、別途実費を徴収いたします。) (食事時間) 朝食 7時30分から9時 昼食 12時から13時30分 夕食 18時から19時30分
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
余暇活動の支援	地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を尊重するとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、自立訓練事業等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

### (2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価（別表）による利用料が発生します。

利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【別表】

① 利用料金

ア 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合 日額※

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	923円	784円	648円	583円	509円

イ 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合 ※日額

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	602円	527円	318円	240円	173円

ウ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合※日額

	区分3	区分2	区分1
利用料	784円	615円	509円

エ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合 ※日額

	区分3	区分2	区分1
利用料	527円	279円	173円

② 加算項目

ア 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	内 容
医療連携体制加算 (Ⅸ)	39円/日	訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導等を行った場合、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	48/日	低所得者等に対し、食事提供の体制を整え、食事を提供した場合に加算されます。

イ 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	内 容
短期利用加算	30円/日	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	150円/月	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	270円/日	緊急の利用者を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して利用1日につき加算されます。
送迎加算	186円/日	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

## 6 その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用	朝食：1食につき 250 円 (うち食材料費 150 円)
	昼食：1食につき 500 円 (うち食材料費 300 円)
	夕食：1食につき 450 円 (うち食材料費 270 円)
居室に係る光熱水費	350 円/日
日用品費の実費	100 円/日
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	3 日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	3 日前までにご連絡がない場合 1 日あたりの利用料の 100% を請求いたします。

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア) 現金支払い

(イ) 利用者指定口座からの自動振替

(ウ) 事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 10 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・武内 俊樹
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- ② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者により病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人 知誠会 岩藤胃腸科外科歯科クリニック
所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町沖 343
電話番号	086-952-1166

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市 町 村	市 町 村 名	赤磐市
	担 当 部 ・ 課 名	保健福祉部 社会福祉課
	電 話 番 号	086-955-1115

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	ウォームハート（賠償責任保険契約）
保障の概要	ともにホーム 夢の木における賠償補償【施設・生産物・受託物】、居宅サービス・居宅介護支援事業所等補償



### 13 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める非常災害計画及び事業継続計画（BCP）により対応いたします。
平時の訓練	別に定める非常災害計画及び事業継続計画（BCP）に則り、訓練を実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 (その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日： 令和5年10月16日 防災管理者： 安留 賢二
保険加入	事故・災害に備え、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社 保険名： ウォームハート（賠償責任保険契約） 保障の概要： とともにホーム 夢の木における賠償補償【施設・生産物・受託物】、居宅サービス・居宅介護支援事業所等補償

### 14 苦情解決の体制及び手順

#### (1) 事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定短期入所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

事業者の窓口	窓口担当者	管理者（役職） 武内俊樹（氏名）
	苦情解決責任者	あかいわ支部長（役職） 安留順子（氏名）
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日を除く。
	受付時間	午前9時から午後17時まで
	電話番号	086—956—2810
	FAX番号	086—956—2812

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または岡山県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口	所在地	赤磐市下市344
	受付担当課	赤磐市役所社会福祉課
	電話番号	086—955—1115
	FAX番号	086—955—1118
岡山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館内（きらめきプラザ）
	実施機関	岡山県社会福祉協議会
	受付日	毎週月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時まで
	電話番号 FAX番号	086—226—9400

15 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

16 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年岡山県条例第 52 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	赤磐市日古木 766-1
	法人名	岸本建設株式会社
	代表者名	代表取締役 岸本 浩二
	事業所名	ともにホーム 夢の木
	説明者氏名	管理者・サービス管理責任者 武内 俊樹 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印